

# ○大府市ボランティア団体活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるボランティア団体の活動を支援するため、予算の範囲内で交付する大府市ボランティア団体活動助成金（以下「助成金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号）第5条の規定による登録をした団体
- (2) 大府市内に活動の拠点を置き、ボランティア活動（大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例第2条第2項に規定するボランティア活動をいう。以下同じ。）を行う団体。ただし、次に掲げる団体を除く。

ア 営利を目的とする活動を行う団体

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動を行う団体

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体

(対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 対象団体が行うボランティア活動
- (2) 交通費、食事代等の実費弁償を除き、無償で行う活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある事業
- (2) 本市の他の交付金、助成金又は補助金を受けて実施する事業

(対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に係る経費であって、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、15,000円とする。ただし、前条の経費の合計額が15,000円を下回る場合は、当該経費の合計額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日ま

で、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の規約、規程その他これに準ずるもの
- (3) 団体の会員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、助成金の交付が適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たり、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により助成金の交付を決定したとき、及びその決定に条件を付したときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、その決定事項及び条件を申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の不交付を決定したときは、書面により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象事業が完了した場合は、完了の日から30日以内又は第7条第3項の通知書を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者からの請求により助成金を交付する。ただし、助成金の交付の目的を達成するために市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了の前に補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

(経過措置)

3 第2条の規定にかかわらず、令和7年度に社会福祉法人大府市社会福祉協議会からボ

ランティアグループ活動助成金の交付を受けていた団体については、施行日から3年間に限り、対象団体とみなす。

別表（第4条関係）

補助対象経費		内容
旅費		車賃、鉄道運賃、航空運賃、宿泊費、日当等
需用費	消耗品費	物品購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	ポスター、チラシ、リーフレット、パンフレットの印刷製本費
役務費		郵送料、振込手数料、保険料等
使用料及び賃借料		有料道路、駐車場等の使用料
その他		その他市長が必要と認める経費